

妊娠届出書 兼 妊婦給付認定申請書	※手帳番号		※交付年月日	年 月 日
	妊婦個人番号 (マイナンバー)			

フリガナ 妊 婦	氏 名	生 年 月 日 年 月 日 (歳)	勤 務 先
夫		年 月 日 (歳)	
居 住 地 (現 住 所)	糸魚川市	電話	

いままでの妊娠・分娩		妊娠・分娩の異常	出生体重	児の健康状態
1	年 月 (出産・早産・流産・死産)	無・有()	g	健・否()
2	年 月 (出産・早産・流産・死産)	無・有()	g	健・否()
3	年 月 (出産・早産・流産・死産)	無・有()	g	健・否()
4	年 月 (出産・早産・流産・死産)	無・有()	g	健・否()
妊娠前1年以内に結核についてレントゲン検査を受けましたか			□受けた ・ □受けない	
今回の妊娠以降に性病に関する血液検査を受けましたか			□受けた ・ □受けない	
医師又は助産師による診断又は 保健指導を受けたときはその 氏 名 ・ 住 所		住所 氏 名	□ 受けない	
妊 娠 週 数	週	出産予定日	年 月 日	
妊婦給付認定のために必要な事項 ※妊婦本人が「✓」してください。		☐ 医療機関において、胎児の心音が確認されました。 ☐ 妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。 また、妊婦支援給付金(1回目)の支給(5万円)を希望します。		
上記のとおり届出します。 年 月 日 届出妊婦氏名 糸魚川市長 様				

※代理人の方が届出される場合は、委任状が必要となりますので、以下の欄にもご記入ください

委 任 状 (妊婦本人が記入して下さい)		年 月 日
◇ 委任者(妊婦本人) 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)		
私は、妊娠の届出および母子手帳等の受領に関する一切の権限を次の者に委任します。		
◇ 受任者(代理人) 住 所 _____ 氏 名 _____		

【届出に必要なもの】	届出前に必ずご確認ください
★妊婦本人が届出する場合	⇒ ①個人番号カード ②個人番号カードが無い場合、通知カードに加え、以下のいずれかが必要です。 ※1.運転免許証、パスポート等の顔写真付きの身分証明書であれば1点必要です。 2.健康保険証、児童扶養手当証書等の顔写真付きでない身分証明書の場合は2点必要です。
★代理人が届出する場合	⇒ ①妊婦の個人番号カードまたは通知カード ②委任状(上記委任状欄に妊婦本人がご記入ください。) ③代理人の本人確認ができるもの(上記※同様)

《個人番号の利用目的について》 妊婦の個人番号は、母子保健法施行規則にもとづき収集・管理を行い、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導に関する事務で使用します。

事務処理欄	翠ペイカード会員コード:	面談者
【届出人】 □ 妊婦本人 □ 代理人	【個人番号確認】 □ 個人番号カード □ 通知カード	【本人確認】(通知カードの場合) 《1点で可》 □ 運転免許証 □ パスポート □ 手帳(身・精・療) 《2点以上》 □ 保険証 □ 児扶 □ その他()



妊娠届出・母子健康手帳交付のご案内

妊娠届出書を提出した方に、母子健康手帳を交付します。下記をご確認いただき、市役所へご来庁ください。



予約していただくことで、来庁後の窓口での待ち時間が短縮できます。

＜妊娠届出・母子健康手帳交付の流れ＞

1. 来庁希望日を予約 **※妊娠届出には、事前予約が必要です。**

こども課に来庁希望の場合は前日の17時まで、能生・青海事務所に来庁希望の場合は3開庁日前の17時までに二次元コードからご予約ください。

予約が難しい場合は、こども課親子健康係までご連絡ください。

○受付場所：糸魚川市役所2階こども課、能生事務所住民係、青海事務所住民係

○受付時間：平日9時00分～17時00分（12月29日から1月3日を除く）



2. 妊娠届出書(兼妊婦給付認定申請書)とアンケートを「ぴったりサービス」から回答

事前にお手持ちのスマートフォン等で「ぴったりサービス（内閣府が運営するオンラインサービス）」から妊娠届出書やアンケートの回答をお願いします。

・能生事務所、青海事務所に来庁を希望される方は、必ず事前に「ぴったりサービス」から妊娠届出書やアンケートに回答してください。

・糸魚川市役所こども課に来庁を希望される方は、事前に「ぴったりサービス」から申請をしていただくと、来庁後の手続きがスムーズにできます。



3. 予約した日時に来庁

◎持ち物

- ・妊娠届出書（兼妊婦給付認定申請書）※原本（この用紙）
- ・マイナンバーカード（ない場合は、通知カードと身分証明書）
- ・妊婦名義の通帳（振込口座がわかるもの） ・妊婦が加入している健康保険がわかるもの

◎その他

- ・原則妊婦さん本人の来庁をお願いいたします。やむを得ない事情により代理人が届出する場合は上記の持ち物のほか、妊娠届出書（表面）下部の委任状を記入し、代理人の本人確認ができるものをお持ちください。
- ・体調不良等で来庁が困難な場合は、ご家族の来庁も可能ですが、後日改めて来庁や訪問等で直接妊婦さんと面談をさせていただきますのでご了承ください。

当日の面談は30分程度時間がかかります。



＜妊婦支援給付金について＞

妊婦の産前産後の期間における経済的支援のため「妊婦支援給付金」が支給されます。（5万円）振込口座を届け出ていただく必要がありますので、下記に妊婦さん本人名義の口座をご記入ください。

金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 種 別
銀行・信用金庫・労金 信用組合・農協・漁協	支店	普通 ・ 当座
口座番号（右詰で記入）	口 座 名 義（カタカナ）	

＜妊婦支援ポイントの贈呈＞

妊婦支援給付金1回につき、市から「妊婦支援ポイント」（翠ペイ5万ポイント）を贈呈します。母子健康手帳と一緒に、翠ペイカードをお渡しします。詳しくは、別途ご案内します。

＜問合せ先＞

糸魚川市教育委員会事務局こども課こども支援室 親子健康係
電話 552-1511（代表）

